

判例研究

神社の大祭奉賛会発会式への市長の出席・祝辞と政教分離原則

——白山比咩神社御鎮座二千年式年大祭奉賛会事件——

名古屋高裁金沢支部平成二〇年四月七日判決、判時二〇〇六号五三頁

岡山公法判例研究会

【事実の概要】

白山比咩神社御鎮座二千年式年大祭奉賛会は、「白山比咩神社の御神徳を敬仰して、白山比咩神社の式年大祭齋行の諸行事を奉賛すること」を目的として設立された団体であり、御鎮座二千年式年大祭の齋行のほか、観場・齋館・手水舎・仮称遊神殿の新築・移築・造成、神社史の発刊等を事業内容としている。平成一七年六月、白山市内の一般施設において、関係者一二〇名が出席して、その発会式が行われた。そして、白山市長は、この発会式に来賓として招かれ、白山市の職員を伴い、同市の公用車を使用して参加し、白山市長として祝辞を述べた。

本件は、市長のこうした行為が憲法第二〇条一項及び三項並びに第八九条前段に違反するとして、住民訴訟が提起された事例である。なお、本件発会式の式次第は、一般に見られる各種

団体の設立集会のそれと変わるものではなく、特に神道の儀式や祭事の形式に基づいたものではなかった。

原審(金沢地判平成一九年六月二五日判時二〇〇六号六一頁)は、大祭奉賛会が特定の宗教とかわり合いを有するものであることは否定できないが、発会式自体の宗教的色彩は希薄であったことを指摘して、「このような本件発会式に白山比咩神社の所在する白山市の市長……が出席し、祝辞を述べたことは、社会的儀礼の範囲内の行為であると評価でき、これは一般人から見てもそのように理解されるものということができるから、「市長の」上記行為が、一般人に対して、白山市が特定の宗教団体である白山比咩神社を特別に支援しているという印象を与えることはなく、また、他の宗教を抑圧するという印象を与えることもない」と述べ、「市長の」上記行為は、その目的が宗教的意義をもち、その効果が白山比咩神社あるいは神社神道を援助、

助長又は促進するような行為にあたることは認められないから、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動にはあたらない」と判示していた。

【判 旨】

（目的効果基準に関して津地鎮祭事件最高裁判決を引用した後で）「白山比咩神社は、宗教団体に当たることが明らかであり、本件大祭は、平成二〇年に白山比咩神社の鎮座二一〇〇年となることを記念して行われる祭事であって、同神社の宗教上の祭祀であることが明らかである」。また、大祭奉賛会の諸事業が「宗教活動であることは明らかであるし、これを目的とする大祭奉賛会が宗教上の団体であることもまた明らかというべきである」。そして、本件発会式も、「大祭奉賛会の本件事業を遂行するため、すなわち、本件大祭を奉賛する宗教活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催されたものであると認めるのが相当である」。

「そうすると、白山市長であるAが来賓として本件発会式に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為（本件行為）は、白山市長が、大祭奉賛会が行う宗教活動（本件事業）に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものであり、ひいては、白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛し祝賀する趣旨を表明したものと解するのが相当であるし、本件行為についての一般人の宗教的評価としても、本件行為はそのような趣旨の行

為であると理解し、白山市が、白山比咩神社の祭祀である本件大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常であると解される。また、前記事実関係からすれば、Aは、大祭奉賛会及び本件発会式が前記趣旨・目的のものであることを認識、理解していたものと認められ、したがって、同人は、主観的にも、大祭奉賛会が行う本件事業を賛助する意図があったものと推認され、ひいては、本件行為が白山比咩神社の祭祀である本件大祭を奉賛するという宗教的意義・効果を持つことを十分に認識、了知して行動したものと認めるのが相当である」。

「本件発会式は、白山比咩神社の境内ではなく、同神社外の一般施設で行われたものであり、また、それ自体は、神道の儀式や祭事の形式に基づいていたものではなく、宗教的な儀式とはいえないと解されるけれども、これらの点を考慮に入れても、上記認定判断は左右されない」。「また、一般に、市長が、上記説示のような発会式に出席し、市長として祝辞を述べる行為が、時代の推移によって宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっているとは到底認められないし、一般人が社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとも到底考えられない」。

「以上によれば、本件行為は、本件事業ひいては本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有しており、かつ、特定の宗教団体である白山比咩神社に対する援助、助長、促進になる効果を有するものであったといわなければならない」。

【検 討】

一 本判決の位置付け

周知のように、憲法第二〇条三項によって国又は地方公共団体が行うことが禁止されている「宗教的活動」については、津地鎮祭事件最高裁判決以来、宗教とかかわり合いをもつすべての行為がこれに当たるわけではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為のみが禁止されているとする目的効果基準が確立した判例法理として用いられている。

目的効果基準に対しては、基準としての明確さに欠けるとして批判的な意見があるが、本件で、金沢地裁も、名古屋高裁金沢支部も、明示的に津地鎮祭事件を引用して、目的効果基準を用いて判断を行っており、本判決は、目的効果基準を前提として、違憲の結論を導いた事例に新たな一例を付け加えたものと位置付けることができる。

二 先例との関係

ところで、本判決は、興味深いことに、目的効果基準を用いて違憲の結論を導いた先例である愛媛玉串料訴訟最高裁判決²⁾には一言も触れるところがない。しかし、以下にみるように、本判決の論理は、この最高裁判決の論理と類似するところが少なくなく、その意味で、愛媛玉串料訴訟最高裁判決は、本判決の論理を支える「隠れた先例」だということができる。

愛媛玉串料訴訟最高裁判決以降の政教分離裁判の特徴とし

て、行為の目的の宗教的意義を論じる前に、その行為の宗教的意義が強調される点が挙げられる。愛媛玉串料訴訟において最高裁は、靖國神社の例大祭等が宗教性を有すること、そのような祭祀に際して玉串料等を奉納する行為は「一般人が……社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難く」、「玉串料等の奉納者においても、それが宗教的意義を有するものである」という意識を大なり小なり持たざるを得ない」行為であることを指摘して、行為の目的の宗教的意義を導き出している。宗教的意義を有すると一般に評価しうる行為がなされる場合、その行為をする者は宗教的意義を有する目的で行為していると推認することができる、それゆえに行為の宗教的意義から行為の目的の宗教的意義を認定することができるというのが、愛媛玉串料訴訟最高裁判決の論法であった。こうした論法は、例えば、小泉元首相靖國神社参拝訴訟・大阪第二次訴訟控訴審判決¹⁾にもみられる。

さて、本判決も、愛媛玉串料訴訟最高裁判決と同様に、市長が本件発会式に出席し祝辞を述べたという行為の宗教性から行為の目的の宗教性を推認する手法を採っている。しかし、愛媛玉串料訴訟最高裁判決と本判決との間には、看過できない違いがあるように思われる。すなわち、上記のような市長の行為が宗教的意義を有するという認定が、大祭奉賛会が宗教上の団体であり、本件発会式もまたそのような団体の発足と活動の開始を宣明する目的のものであったという事実のみに依存しているという点である。このように、市長の行為が向けられた対象が宗教的な性格を有していたという事実のみから市長の行為の宗

教的意義を認定し、市長は「主観的にも、大祭奉賛会が行う本件事業を賛助する意図があった」という目的の宗教的意義を推認するという論法は、愛媛玉串料訴訟最高裁判決を含むこれまでの先例と比べたとき、明らかに異質であるように思われる。

本件と同じように、宗教的色彩を有するとされる儀式に市長が参列したことが争われた事例として、例えば、箕面慰霊祭訴訟がある。この事件で最高裁は、忠魂碑前で行われる慰霊祭は「地元の戦没者の慰霊、追悼のための宗教的行事」であると認定している。しかし、最高裁は、市長の行為が向けられた対象（慰霊祭）の宗教性の認定から直ちに、慰霊祭に参列する行為の宗教的意義を認めただけではないし、その行為の目的が宗教的意義を有し、特定宗教を援助、助長、促進する効果を有するものと判断したわけでもない。市長には地域社会から一定の社会的儀礼を尽くすことが求められているという事情を考慮したうえで、市長の行為の対象の宗教性にかかわらず、「戦没者やその遺族に対して弔意、哀悼の意を表する」ことは、「戦没者遺族に対する社会的儀礼を尽くす」という、専ら世俗的な「目的によるものである」という理由から、特定宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉にはならないと判示したのである。

愛媛玉串料訴訟最高裁判決も、確かに、例大祭等の宗教的性格について論じているが、それは玉串料を奉納する行為の宗教的意義を認定する際の一つの要素にとどまっていたのであって、例大祭等の宗教的性格だけから玉串料を奉納する行為の宗教的意義が認定されたわけではなかったように思われる。

実際、愛媛玉串料訴訟最高裁判決の後も、最高裁は、鹿児島大嘗祭違憲訴訟において、箕面慰霊祭訴訟と同様の発想に立つて、大嘗祭が宗教的色彩を有する儀式であることを認めつつも、鹿児島県知事の「大嘗祭への参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も、特定宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない」と判示している。

本判決は、市長の本件行為がなぜ「社会的儀礼」とはいえず、宗教的意義を有するとみるべきなのかについて縷々説いているが、その説くところは結局、市長の行為が向けられた大祭奉賛会及び本件発会式が宗教的性格を有するから、というその一言に尽きる。しかし、「憲法二〇条三項にいう『宗教的活動』とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものに限られる」という津地鎮祭事件最高裁判決の説示は、国家機関の行為が宗教的な団体・儀式に向けられる場合であっても、その国家機関の行為は必ずしも宗教的意義をもつとは限らないということを前提としていたのではなかったか。

そうすると、大祭奉賛会及び発会式が宗教的性格を有するならば、本件発会式に出席し祝辞を述べた市長の行為は当然に宗教的意義を有する目的によるものであり、白山市が本件大祭を奉賛しているとの印象を一般人に与える効果を有するかのよう

に説く本判決の論理は、愛媛玉串料訴訟最高裁判決の論理を借

りつつも、それを極端に推し進めたものと評さざるをえないように思われる。本判決のこの異質さを、「先例からの逸脱」と否定的にみるのか、「完全分離への第一歩」と肯定的にみるのか、評者の立場によって意見が分かれるところであろう。

三 社会的儀礼としての宗教団体との交際

神社仏閣やその祭礼・行事を観光資源として積極的に活用しようとする地方公共団体は少なくない。本判決は、本件大祭が観光イベントとして習俗化されているわけではないということ、を強調するが、憲法は地方公共団体が神社仏閣の祭礼・行事について観光イベントとして習俗化されていない限りこれを観光資源として活用することを禁止しているのであろうか。神社仏閣の建築やその祭礼・行事も我われの社会の歴史や伝統、文化の重要な一部なのであり、憲法が「社会生活における宗教の意義や価値をみとめるという前提」に立っている以上、神社仏閣やその祭礼・行事は地域の誇るべき財産として、地方公共団体がこれを観光資源に活用することはむしろ自然なことであつて、咎められるべきことではないのではないだろうか。

さらに、国家は「秩序や自由の保護といった一定の目的のためだけに創設された人工的な装置」であるという割り切った考え方をするならば、地方公共団体も「社会的実体を有する」ものである以上、祭礼・行事の主催者側との友好・信頼関係を維持・増進するため、長又はその他の執行機関が社寺を含む各種の団体と交際しなければならぬ場面も少なくないであろう。

もちろん、地方公共団体の長と社寺との交際には何の限度もないわけではない。本件式年大祭をめぐっては、白山市長のほか県知事やその他の六市町長が大祭奉賛会の顧問として役員に名を連ねており、また、白山市から公金が支出されている白山観光協会が大祭奉賛会に奉賛金を納めていたことも指摘されている。地方公共団体は、観光政策に名を借りた宗教団体への支援に陥っていないか、これまでの社寺との「付き合い」のあり方を見直す必要があることは確かである。しかし、地方公共団体が社寺の祭礼を観光資源として活用しようとするとき、おそらく世俗的な各種団体との関係でも行っているのと同様に、本件のような場合に市長が出席することは、直ちに特定宗教団体の公認を意味するものではなく、「社会通念上儀礼の範囲にとどまる」行為として許されないわけではないように思われる。

(田近 肇)

- (1) 最大判昭和五二年七月一三日民集三一巻四号五三三頁。
- (2) 最大判平成九年四月二日民集五一巻四号一六七三頁。
- (3) この点につき、大野正男裁判官の補足意見を参照。
- (4) 大阪高判平成一七年九月三日日訟月五二巻九号二九七九頁。
- (5) 最三判平成五年二月一六日民集四七巻三号一六八七頁。
- (6) 最一判平成一四年七月一日民集五六巻六号一二〇四頁。
- (7) 大石眞「憲法講義Ⅱ」(有斐閣、平成一九年)一三二頁。
- (8) 林知更「政教分離原則の構造」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』(有斐閣、平成一六年)一一四頁、一三二頁。
- (9) 本判決も引用する最二判平成一八年二月一日民集六〇巻一〇号二八四七頁参照。